

各検討項目 対処方針シート

【農業WG】

規制改革事項	農業生産法人の要件（資本、事業、役員）の更なる緩和
規制の概要	<p>農業生産法人（農地の権利を取得できる法人）の設立には、出資者、実施事業、業務執行役員の業務についての要件等を満たすことが必要。（農地法第2条第3項第1～3号）</p> <p>資本要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 関連事業者の議決権の合計の上限は総議決権の 1/4 以下。ただし、農業生産法人と連携して事業を実施する一定の関連事業者（農商工連携者等）が構成員の場合は、関連事業者の議決権の合計の上限は総議決権の 1/2 未満。 <p>事業要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 主たる事業（売上の 50% 以上）を農業と関連事業に限定。 <p>業務執行役員要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 農業又は関連事業に常時従事（150 日以上/年）役員が過半数、かつ更にその過半数は 60 日以上/年の農作業従事が必要。
規制改革要望・賛成の意見等	<ul style="list-style-type: none"> ● 現行法下では、農業者以外の出資上限を最大 2 分の 1 未満に限定するなどの入口規制により、意欲のある者・企業（ベンチャー含む）の農業参入が阻害されている。 ● 担い手不足が深刻化する中、新たな担い手となり得る新規参入者に対する参入障壁を低めるため、適切に農業を行なうことを前提に、農業生産法人の要件（資本、事業、役員）を緩和すべきである。
要望具体例、経済効果等	<ul style="list-style-type: none"> ● 現在、農業生産法人の設立により農業参入しているのは農家の子供が後を継ぐ場合や、地元の中小企業（建設業者等）が農業を始める場合などが多い。一方、地域基盤のない地で企業（流通・小売等）が新規参入する場合には、必ずしも地元と深いつながりがある訳ではないため、地元の協力を得にくいケースや、農業委員会の恣意的な判断等により事業がうまくいかないケースが指摘される。また、農業分野では投資回収に長期を要し、最大で

	<p>も50%未満の議決権では、事業のイニシアチブが取れず農業生産法人設立に躊躇。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 非農家の者が株式会社の形態で新規参入する場合には、初期資本の少なくとも4分の3を自分または農業者等の出資によらねばならず、資本が集まらないケースがほとんどであり、過少資本で事業を開始し資金のほとんどを銀行融資に頼らざるを得ない。若者等がベンチャー等により農業参入を試みても、事業失敗時に本人のみに過大な債務が残ることを恐れ、参入に躊躇。 ● 多様な担い手の1つとして農業生産法人も大いに期待される中、これまで基盤のない地での企業による農業参入や、非農家による農業参入等を促進するためには、農業生産法人要件の緩和が必要。
<p>担当府省からの回答</p>	<p>上記規制改革要望・賛成の意見等への考え方</p> <p>【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容</p> <p>【対応困難とする場合】 要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等</p> <p>【食料・農業・農村基本計画（抜粋）】 第3.食料、農業及び農村に関し総合的かつ計画的に構 ずべき施策 2.農業の持続的発展に関する施策 (4)優良農地の確保と有効利用の促進 農地制度については、平成21年に農地法等を改正し、 農地について権利を有する者の責務として「農地の適正 かつ効率的な利用を確保しなければならない」旨の明確 化、転用規制の厳格化等を措置したところであり、この 制度を適切に運用することにより、食料自給率向上の基 礎となる農地の確保や有効利用を着実に推進する。</p> <p>【上記を踏まえた対応の基本的考え方】 基本計画にあるとおり、改正農地法等の運用を的確 に実施することが課題。 昨年の農地法等改正により、貸借規制について抜本 的見直し(貸借については農業生産法人要件を課さな いこととする)を行ったところ。</p> <p>【更に明確にされるべき論点】 農地の貸借規制が抜本的に見直された中、更に農業 生産法人の要件緩和を求めることは、農地の所有権取 得の自由化を求めることと同じであることが明確に</p>

		<p>される必要。</p>
<p>当該規制改革事項に対する基本的考え方</p>		<p>「農業者の高齢化が進み、高齢農業者の大量リタイアが見込まれ」、「後継者の確保が極めて不十分な状況にある」との認識があるにも関わらず、貸借についてのみ自由化するのでは不十分。</p> <p>農水省は、「昨年農地法等改正により、貸借規制について抜本的見直し(貸借については農業生産法人要件を課さないこととする)を行ったところ」としているが、農業生産法人以外の法人が貸借による参入をした場合、許可のためには、地域の他の農業者との適切な役割分担、業務執行役員のうち1人以上は農業常時従事、等の要件が課されているうえに、貸借開始後においてもそれらの要件を満たさねば農業委員会によって勧告・許可取消し等の措置が講じられるなど、完全な自由化にはなっていない。このため、借り手の地位が不安定になり、事業体によっては、農業生産法人を設立し、農地所有による農業参入の方がリスクが低いと判断する場合もある。</p> <p>要件緩和に反対する者からは、「株式会社は事業採算が悪化すればすぐに農業から撤退してしまい、耕作放棄地の増加につながる」と主張されることが多い。しかしながら、現在の耕作放棄の大半が個人経営の破たん起因していることを鑑みれば、「法人と個人」とで経営リスクの差異、経営破たんした場合に生じるリスクの差異はない。</p> <p>現在の耕作放棄地化は経営の非効率による農業所得の低迷と後継者の不足、自立的経営力の不足に起因していることは明らかであり、役員の農業従事要件などの制約が、農地の保全、農業の成長産業化の担保になっているとは言い難い。</p> <p>農地を持続的に最大限活用する観点からは、ゾーニング及び農地転用規制の厳格化と経営主体が経営破たんした場合の農地の耕作権の強制的移動措置、耕作放</p>

	<p>棄にかかるペナルティ強化、農地の原状回復措置等によるリスク・マネジメントにかかる制度整備をきちんと行った上で、適切に農業を行なう限り、所有・貸借に関わらず、参入する農家、農業団体、企業等に差を設けるべきではない。</p> <p>特に、多様な農業形態の一つとして、新しく農業を始めようとする者が、縁故者等からの出資を募って法人形態で農業に参入することも十分に想定される中、それを否定すべき理由はない。</p>
<p>対処方針</p>	<p>農地の監視強化、不適正利用時のペナルティの強化など、農地転用規制の厳格化を図りつつ、意欲ある農業従事者にとって農地取得が容易になるよう、農地取得の条件緩和(株式会社等が過半数の議決権を持つことを可能にする、農業従事要件を課す対象を役員に限定しない等)につき検討し、結論を得る。 <平成 22 年度中検討着手>。</p> <p>特に、ベンチャー等を含む一定規模以下の法人(株式会社を含む)に限った要件の緩和または株式会社が自由に農業生産法人となり得るような経済特区の創設等につき、検討し、早期に結論を得る <平成 22 年度中検討・結論>。</p>

【農業WG】

<p>規制改革事項</p>	<p>農業振興地域の整備に関する法律の見直し＜農振法施行規則第4条の4第1項第27号の廃止の検討＞</p>
<p>規制の概要</p>	<p>市町村が地域の農業の振興を図る観点から計画を定め、農振法施行規則第4条の4第1項台27号のイからヲまでの全ての要件を満たした場合には、当該計画に種類、位置、規模が位置づけられている施設の用地は、農用地区域に含まれない土地として農用地区域からの除外が可能となる。</p>
<p>規制改革要望・賛成の意見等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 農地法等改正に伴い、農用地区域からの除外の厳格化が一部措置された。しかしながら、第27号計画に位置付けられる施設が具体的に特定されていないため、実態として農業振興とは関係が薄い施設（工場、大規模小売店舗、住宅）の立地であっても農振地区除外対象になり得ることや、土地改良事業完了後8年たてば農振地区から除外することも可能となっている。 ● このことにより、農地の安易な転用の温床となっているため、農振法施行規則第4条の4第1項第27号は削除すべきである。
<p>要望具体例、経済効果等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 日本商工会議所「大規模集客施設立地に伴う農振除外・農地転用に関する要望」抜粋（平成19年9月4日） <ul style="list-style-type: none"> 2．農業振興地域制度 <ul style="list-style-type: none"> （2）「27号計画」制度の改正 <ul style="list-style-type: none"> 農振法第10条第4項、政令第7条第4号により、「公益性が特に高いと認められる事業に係る施設」が立地している土地は、農用地区域として定めることが適当な土地であっても農用地区域には含まれないとされている。この施設には、施行規則第4条の4第1項第27号に掲げられている地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画（いわゆる「27号計画」）においてその種類、位置および規模が定められている施設が含まれる。

	<p>市町村の中には、大規模集客施設の一部において、地元農産物の販売促進や、当該施設が地元農業者の雇用増加に寄与するとの理由で、大規模集客施設全体を「公益性が特に高いと認められる事業に係る施設」として27号計画に定め、本来確保されるべき広大な面積の優良農地を農振除外しているケースがある。</p> <p>しかしながら、こうした大規模集客施設は、当該市町村のみならず、周辺市町村のまちづくりに負の影響を及ぼす恐れがある。また、当該大規模集客施設と競合する施設・産業の雇用を喪失させる恐れもある。広域的に見れば、こうした大規模集客施設が雇用の増加につながっていないことは、過去の統計からも明らかである。</p> <p>よって、かかる大規模集客施設について、ごく限られた範囲内の一側面のみをもって、「公益性が特に高いと認められる事業に係る施設」とは到底認められない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 「地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画」（27号計画）の取組みの状況（平成19年度） ・ 27号計画による農用地区域からの除外・農地転用の状況 141市町村、1,861施設、252haにのぼる。 	
<p>担当府省からの回答</p>	<p>上記規制改革要望・賛成の意見等への考え方</p> <p>【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容</p> <p>【対応困難とする場合】 要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等</p>	<p>農振法施行規則第4条の4第1項第27号の規定に基づき策定された、いわゆる27号計画の中には、地域農業の振興との関係が必ずしも明確でないものも見受けられたことから、昨年の農振法の改正に伴い、農用地区域からの除外の厳格化を図る観点から、同規定についても、</p> <p>当該地域の特性に応じた農業の振興に必要な施設に限定すること</p> <p>計画の達成状況を定期的に検証する等の定めがあること</p>

		<p>区画整理等の面的整備事業の受益地について、事業効果を確保するため事業の実施中及び完了後 8 年以内の除外・転用を不可とすること 等の要件を追加する改正を行い、安易に除外・転用につながらないよう措置したところであり、この改正後の規定の適切な運用を図ることとしている。</p>
<p>当該規制改革事項に対する基本的考え方</p>		<p>農振法は、農業の健全な発展を図るとともに、国土資源の合理的な利用に寄与することを目的としているところ、旧施行規則第 4 条の 4 第 1 項第 1 号イにも、「計画に係る区域内の土地の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進を図る観点」から地域の農業の振興に関する計画を立てることとされており、これまででも、的確な法運用がなされていれば、農地が適正に確保されたはず。</p> <p>しかしながら、実態は多くの農地が転用されており、法令上で内容を強化しても効果は乏しいと予想される。</p> <p>農業の健全な発展のためには、農地の保全及び効率的な利用が不可欠であり、農振法施行規則第 4 条の 4 第 1 項第 27 号自体の廃止を含め、無制限な土地利用による外部不経済を防止する観点から、ゾーニング及び農地転用規制の厳格化等をきちんと行うべき。</p>
<p>対処方針</p>		<p>農振法施行規則第 4 条の 4 第 1 項第 27 号を廃止することについて、優良農地の適正な保全・確保の観点から、その是非を検討し、結論を得る〈平成 22 年度中検討・結論〉。</p>

【農業WG】

<p>規制改革事項</p>	<p>農業委員会の在り方の見直し（客観性・中立性の向上）</p>
<p>規制の概要</p>	<p>農業委員会は原則として市町村に必置とされており（農業委員会等に関する法律第3条第1項）、選挙による委員及び選任による委員で構成される。</p> <p>選挙委員</p> <ul style="list-style-type: none"> ・40人を超えない範囲で条例で定める（同法第7条）。ただし、選任委員より多い人数が必要（同法施行令第2条の2）。 <p>選任委員</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農協、農業共済組合及び土地改良区がそれぞれ推薦した理事又は組合員各1人（同法第12条1号）。 ・市町村議会が推薦した学識経験者4人以内（4人以下の定数とするには条例制定が必要）（同法第12条2号）。
<p>規制改革要望・賛成の意見等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 現行法の委員構成では、地元農業者及び農業関係者（農協、土地改良区代表等）が委員の大多数を占めることとなり、転用利益確保のための農地転用の許可や農地利用関係の調整において恣意的な運用が散見されるとの指摘がある。 ● 農地の保全に資する客観的・中立的で公正な判断を行なう組織となるよう、農業委員会の委員構成を見直すべきである。
<p>要望具体例、経済効果等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 農業者からは、 <ul style="list-style-type: none"> ・「農業委員会は機能していない。事務局案に対し質問することもなく承認するだけであり、事務局があれば、本体組織がなくても十分である。」 ・「地区毎の選挙人の人数に応じて市町村農委の定数割り振りが決まる。面積規模等は一切考慮されないため、農業委員会のメンバーはほとんど二種兼業農家であり、専業・主業農家の意見が反映されにくい。」 ・「40歳で農業委員会に立候補しようとしたが途中で地域の中で圧力がかかり断念せざるをえず、結局もっと年配の方を当地域の代表として選び直した。一方でずっと兼業農家としてほとんど農業を行っていない人が名

	<p>誉職としてメンバーになっている。今後は新規就農者等の声も拾える人になるべき。」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「農業委員会の主たる権限は権利移動の許可であるが、非農家の新規参入者が農地を取得しようとしても、農業者でなければ認めない、5年以上の農業経験を要求するなど、外部の新規参入者を受けけないような排他的な判断がなされている。」 <p>などの声が上がっているところ。</p>
<p>担当府省からの回答</p>	<p>上記規制改革要望・賛成の意見等への考え方</p> <p>【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容</p> <p>【対応困難とする場合】 要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等</p> <p>【食料・農業・農村基本計画（抜粋）】 第3 .食料、農業及び農村に関し総合的かつ計画的に構 ずべき施策 2 . 農業の持続的発展に関する施策 (4) 優良農地の確保と有効利用の促進 農地制度については、平成21年に農地法等を改正し、 農地について権利を有する者の責務として「農地の適正 かつ効率的な利用を確保しなければならない」旨の明確 化、転用規制の厳格化等を措置したところであり、この 制度を適切に運用することにより、食料自給率向上の基 礎となる農地の確保や有効利用を着実に推進する。</p> <p>【上記を踏まえた対応の基本的考え方】 基本計画に即して改正農地法等の運用を的確に行 なうよう指導を徹底する。 改正法では、同法の施行状況を踏まえた5年後見直 しのほか、農業委員会の組織及び運営について検討を 加えることとされているところ。</p> <p>【更に明確にされるべき論点】 「恣意的な運用が散見される」とは具体的にどのよ うな事実のことを指しているのか明確にされる必要。</p>
<p>当該規制改革事項に対する基本的考え方</p>	<p>「食料、農業及び農村に関する団体（農業協同組合、 農業委員会系統組織、農業共済団体、土地改良区等） については、国民に対する食料の安定供給や国内の農 業生産の増大等の本基本計画の基本理念の実現に向 けた責務を果たしていくことが求められている。 しかしながら、これら団体が地域一体となった取組 の推進や個々の農業者の経営安定に重要な役割を果 たしている中で、一部には、事業運営の問題が指摘さ</p>

	<p>れたり、地域の農業者の期待に応えられていないケースもみられる。」</p> <p>と基本計画に記載されているような状況であれば、改正法に基づき、5年後の見直しを待つことなく、早急に農業委員会の組織及び運営についての検討に着手すべきである。</p> <p>基本計画では、「農地転用の収入を期待する農地所有者と、事業者、さらに施設用地等を確保したい行政等の利害が一致する形で平地部等の農地転用が行われ、優良農地の無秩序な廃れをもたらしている。」としている。</p> <p>現に2009年までの5年間でも、10万5千haもの農地が減少していることを踏まえると、農地を確保及び適正利用の橋頭保となるべき農業委員会の機能が適切に発揮されてこなかったのは明らか。</p> <p>優良農地の確保と有効利用を実現するために、ゾーニング及び転用規制を厳格化し、現状では必置とされている農業委員会の在り方を抜本的に見直すことが早急に必要。</p>
<p>対処方針</p>	<p>優良農地の保全と有効利用の観点から、農業委員会が担っている許可事務及び監視機能を、客観性・中立性の確保された委員で構成された第三者委員会()に移管することなどを含め、農業委員会が、農地の保全に資する客観的・中立的で公正な判断を行ない、効率的かつ透明な組織となるよう、組織、構成員、担うべき機能の抜本的な見直しや、それに代わる対応の在り方についての検討に早期に着手し、結論を得る<平成23年度中検討・結論>。</p> <p>当該第三者委員会の手続き及び構成委員については、以下の点が考慮されるべきである。</p> <p>手続き：審議内容の公開、最終判断の理由開示等、透明性を確保すべきである。</p> <p>構成委員：客観性・中立性が確保されるような委員要件として、例えば以下のようなものが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・非利害関係要件を設定 ・少人数かつ専任の委員

	<ul style="list-style-type: none">・被選挙権を有する農業者を認定農業者に限定・消費者・食品産業者等消費者の代表も参加させる・各種専門家及び行政機関の代表も参加させる等
--	--

【農業WG】

規制改革事項		農地の賃借の許可の迅速化
規制の概要		企業の農業参入において、農地の賃貸借等は農業委員会の総会で許可を得る必要があるが、農業委員会の総会は月1回しか開催されず、企業側の準備が整っていても、農業参入に遅滞が生じるケースがある。農業委員会の総会の開催頻度を上げるなど、何らかの手段で農地賃借の許可手続きを迅速化すべきである。
規制改革要望・賛成の意見等		<ul style="list-style-type: none"> ● 農業の新たな担い手となり得る企業の新規参入を促進するために、適切に農業を行なうことを前提に、農地の賃貸借手続きを迅速に行うべきである。
要望具体例、経済効果等		<ul style="list-style-type: none"> ● 某株式会社が甲信越及び九州での農業参入を検討した場合（イチゴ、トマト栽培）の例 トマト栽培時には3～4月にハウスを作る必要があるが、そのためには遅くとも12月～1月に農地賃借許可が必要。農業委員会は月に1度だけ開催される場合がほとんどであり、許可を待つだけで1～2ヶ月のタイムロスが生じる上、その間許可されるかどうか分からない不安定な地位となる。
担当府省からの回答	上記規制改革要望・賛成の意見等への考え方	農地法の許可を行う場合には、権利を取得する者の営農状況、取得される農地の状況等の判断を行い、場合によっては市町村長への意見聴取が必要であることから、申請から許可まで実質的に時間が要されるが、標準処理日数等の公表、総会の弾力的な開催等により、農地法の許可一般について手続きが迅速に行われるよう指導しているところ。
	【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容	
	【対応困難とする場合】 要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に	

	対する補完措置の有無等	
当該規制改革事項に対する基本的考え方		<p>農作物を植えるタイミングは年1回なので、現状の制度でタイミングを逃すと、1年間待つ必要が生じる。基本計画による「意欲ある多様な農業者による農業経営の推進」の観点を踏まえると、より臨機応変に対応すべきではないか。</p>
対処方針		<p>意欲ある多様な農業者の参入促進、優良農地の保全と有効利用の観点から、農作業のタイミングを逸しないよう、標準処理日数等の短縮及び公表、総会の弾力的な開催等により、農地法の許可一般について、農業委員会の手続きが迅速に行われるよう指導を徹底する。 <平成22年度中措置></p>

【農業WG】

<p>規制改革事項</p>	<p>農業協同組合等に対する独占禁止法の適用除外の見直し</p>
<p>規制の概要</p>	<p>独占禁止法では、共同経済行為等（共同生産・共同販売等）によって競争を制限することは原則として禁止されている。しかし、小規模事業者等が協同組合を組織して、市場における有効な競争単位・取引単位として競争することを期待して、一定の要件を満たした組合（農業協同組合も該当しうる）は同法の適用除外となっている。（独占禁止法第22条）</p> <p>なお、これらの組合であっても、「不公正な取引方法を用いる場合」又は「一定の取引分野における競争を実質的に制限することにより不当に対価を上げることとなる場合」は独占禁止法が適用される。公正取引委員会は、農業協同組合について、組合員に対して農業協同組合の事業の利用（いわゆる系統利用）を強制するといった問題行為がみられたことを踏まえ、農業協同組合における独占禁止法の理解の浸透と法令順守体制の強化に資するべく、平成19年に「農業協同組合の活動に関する独占禁止法上の指針」を策定・公表している。</p>
<p>規制改革要望・賛成の意見等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 農業協同組合は経済事業・信用事業等多岐にわたる事業を地域独占的に行っているため、公正な競争が阻害され、産業の健全な発展が阻害されているおそれがある。農業協同組合等に対する独占禁止法の適用除外により、産業の健全な発展が阻害されるおそれがないか検証し、必要な見直しを行うべきである。
<p>要望具体例、経済効果等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 農協は、下に記載するように、多数の構成員、多額の取扱い高、特定事業分野における高シェアを持つ存在であり、独禁法制定時に想定していた状況にはなく、また、他の協同組合とも異なり、独占的な地位を行使しやすい特異な存在となっている。 <p><農協系統の状況> 組合員数：正組合員 489万人 准組合員 454万人（平成19年事業年度末）</p>

	<p>全農取扱高：5兆7,804億円 経済連（9連合会）取扱高：3兆2,236億円 （平成16年度）</p> <p>主な販売品目別の農協システムのシェア （平成15年度、米のみ平成16年度）</p> <table border="1" data-bbox="624 483 995 683"> <tr><td>米</td><td>50%</td></tr> <tr><td>野菜</td><td>54%</td></tr> <tr><td>果実</td><td>34%</td></tr> <tr><td>牛肉</td><td>63%</td></tr> </table> <p>主な購買品目別の農協システムのシェア （平成14年度、化学肥料のみ平成18年）</p> <table border="1" data-bbox="624 869 995 1068"> <tr><td>化学肥料</td><td>77%</td></tr> <tr><td>農薬</td><td>60%</td></tr> <tr><td>農業機械</td><td>55%</td></tr> <tr><td>石油（農村需要）</td><td>53%</td></tr> </table> <p>➤ データの出典 農業WGヒアリング(平成22年4月21日)資料 「農協の経済事業の現状と課題」(農林水産省 平成18年7月28日)(化学肥料のみ、農業WGヒアリング(平成22年4月21日)資料)</p>	米	50%	野菜	54%	果実	34%	牛肉	63%	化学肥料	77%	農薬	60%	農業機械	55%	石油（農村需要）	53%
米	50%																
野菜	54%																
果実	34%																
牛肉	63%																
化学肥料	77%																
農薬	60%																
農業機械	55%																
石油（農村需要）	53%																
担当府省からの回答	<p>< 公正取引委員会 > 独占禁止法第22条により、農業協同組合等の行為は、独占禁止法の適用除外となるが、「不公正な取引方法を用いる場合」又は「一定の取引分野における競争を実質的に制限することにより不当に対価を引き上げることとなる場合」には、独占禁止法は適用される。また、例えば、農業協同組合等が事業者としての立場で他の事業者や農業協同組合と共同して、価格や数量の制限を行う場合等にも独占禁止法は適用される。 公正取引委員会は、これまで、農業協同組合等が行った独占禁止法上の問題行為に関して、法的措置等を行ってきた。平成19年には、「農業協同組合の活動に関する独占禁止法上の指針」を策定・公表し、農業協同組合等による独占禁止法違反行為の未然防止を図るとともに、違反する事</p>																

実が認められた場合には、適切かつ迅速に対処することとしている。

また、独占禁止法第 22 条は、特定の組合の行為のみを独占禁止法の適用除外の対象とするのではなく、同条に規定する要件を満たす各組合（農業協同組合のほか中小企業関連の協同組合、信用金庫等）の行為を一律に適用除外の対象としているため、同条について見直しを行う場合には、同条が適用除外の対象とする組合すべてに効果が及ぶことになる。

いずれにせよ、農業協同組合等の独占禁止法の適用除外の必要性については、まず、農業政策における農業協同組合等の役割、そのあり方等の議論を踏まえて検討されることが適切と考える。

< 農林水産省 >

【食料・農業・農村基本計画（抜粋）】

第 3 . 食料、農業及び農村に関し総合的かつ計画的に構ずべき施策

2 . 農業の持続的発展に関する施策

(1) 戸別所得補償制度の創設と生産・経営関係施策の再整理

食料自給率の向上と多面的機能の維持を図るためには、農業生産のコスト割れを防ぎ、兼業農家や小規模経営を含む意欲あるすべての農業者が将来にわたって農業を継続し、経営発展に取り組むことができる環境を整備する必要がある。

5 . 団体の再編整備等に関する施策

食料、農業及び農村に関する団体（農業協同組合、農業委員会系統組織、農業共済団体、土地改良区等）については、国民に対する食料の安定供給や国内の農業生産の増大等の本基本計画の基本理念の実現に向けた責務を果たしていくことが求められている。しかしながら、これら団体が地域一体となった取組の推進や個々の農業者の経営安定に重要な役割を果たしている中で、一部には、事業運営の問題が指摘されたり、地域の農業者の期待に応えられていないケースもみられる。

こうした状況を踏まえ、各団体が本基本計画の方向に即して、それぞれの本来の役割を適切に果たしていくとの観点から、食料、農業及び農村に関する諸制度のあり方の見直しと併せて、その機能や役割が効率的・効果的に発揮で

		<p>きるようにしていく必要がある。このため、行政としては、農業者の信頼を得て実績を上げている取組事例を幅広く周知するよう努めるとともに、経営の健全化やコンプライアンスの確保に向けた自主的な取組を促進し、必要な場合には法律に基づく指導・監督を適時適切に行いつつ、効率的な再編整備につき所要の施策を講じる。</p> <p>【上記を踏まえた対応の基本的考え方】 基本計画に即して、意欲ある多様な農業者による農業経営を推進する観点や団体の再編整備の観点から、小規模な農業者の協同を支援する必要性という協同組合本来の役割も踏まえて検討。</p> <p>【更に明確にされるべき論点】 農協の独禁法適用除外が基本計画の達成にどのように資するかと考えているのかも明確にされる必要。 独禁法という競争政策において、農協だけでなく小規模事業者が共同行為を行う協同組合全般をどのように位置づけるのかも明確にされる必要。</p>
<p>当該規制改革事項に対する基本的考え方</p>		<p>適用除外規定は、小規模の事業者等が相互扶助を目的とする協同組合を組織して、市場における有効な競争単位・取引単位として競争することにより、公正かつ自由な競争の促進の主体となり得ることから設けられたもので、小規模な事業者の協同を支援する必要性は否定しない。</p> <p>他方、農協は、組合員数・取扱高ともに大きな規模であり、かつ、特定事業分野において高いシェアを持つ存在であり、このような農協に対し一律に適用除外を認めることは、独禁法制定時に想定されていたとは言いがたく、制度の目的に沿ったものとはいえない。また、制度的に信用事業が認められており、他の協同組合とは大きく異なる。</p> <p>さらに、近年では「1県1農協」となるケースも生じているなど広域化が進んでいる。</p> <p>食料・農業・農村基本計画においても、「意欲のあるすべての農業者が…経営発展に取り組むことができる環</p>

	<p>境を整備する必要がある」とされている。農協に独禁法が適用除外となっていることによって、意欲的な農業者の創意工夫の芽が摘まれているおそれがあり得る。</p> <p>したがって、一律に適用除外とするのではなく、産業の健全な発展が阻害される場合など、農協制度の趣旨からみて適用除外が認められない場合を定めるべきである。(制度設計の詳細は、弊害の状況を検証のうえで検討する必要があるが、独禁法適用除外をうけたい組合は認可を必要とするなどが考えられる。)</p>
<p>対処方針</p>	<p>農業支援の主体とサプライチェーンの多様化の促進の観点から、農協等に対する独禁法の適用除外により、農業の健全な発展が阻害されるおそれがないか、特に、連合会及び実質的に地域独占になっている農協等、一定の規模・シェアを有する者を除外とすることの今日的意義について、実態の把握と検証を早急に開始し、結論を得る。 <平成 22 年度中検討・結論></p> <p>また、公正取引委員会においては、更なる啓発普及活動により農業協同組合等による独占禁止法違反行為の未然防止を図るとともに、違反する事実が認められた場合には、適切かつ迅速に対処すべきである <逐次実施>。</p>

【農業WG】

規制改革事項	農協に対する金融庁検査・公認会計士監査の実施																						
規制の概要	<p>農協は販売、共済事業に加え、信用事業（貯金、貸付、証券業の取扱い）の実施が認められている。農協は今や多くの都道府県で地方銀行・信用金庫に次ぐ貯金シェアを確保する巨大金融機関となっている。</p> <p>しかし、農協法に基づき、全国農業協同組合中央会（全中）下の資格である農協監査士が指導と監査を一体的に行っているなど、他の銀行・信用金庫・信用組合のような検査・監査は実施されていない。</p> <table border="1" data-bbox="686 835 1385 1003"> <tr> <td></td> <td>単位農協</td> <td>信用農業協同組合連合会(県信連)</td> <td>農林中央金庫</td> </tr> <tr> <td>検査</td> <td>都道府県</td> <td>地方農政局 財務支局</td> <td>農林水産省 金融庁</td> </tr> <tr> <td>監査</td> <td>農協監査士 (全中による資格試験)</td> <td>農協監査士 (全中による資格試験)</td> <td>公認会計士</td> </tr> </table> <p>☐ : 他金融機関と大きく異なるもの</p> <p>信用組合の検査・監督権限は、H12.4.1 より都道府県から金融庁に移管</p>		単位農協	信用農業協同組合連合会(県信連)	農林中央金庫	検査	都道府県	地方農政局 財務支局	農林水産省 金融庁	監査	農協監査士 (全中による資格試験)	農協監査士 (全中による資格試験)	公認会計士										
	単位農協	信用農業協同組合連合会(県信連)	農林中央金庫																				
検査	都道府県	地方農政局 財務支局	農林水産省 金融庁																				
監査	農協監査士 (全中による資格試験)	農協監査士 (全中による資格試験)	公認会計士																				
規制改革要望・賛成の意見等	<ul style="list-style-type: none"> ● 現在の農協だけに認められた内部監査システムでは、不祥事が相次いで起こるなど、信用事業の適正な実施が確保されていない。 ● 他金融機関とのイコールフットイングを図る観点からも、農協経営と利害関係のない金融庁及び公認会計士による、他金融機関同様の検査・監査を実施すべきである。 																						
要望具体例、経済効果等	<ul style="list-style-type: none"> ● 農協監査士は農協内部者中心であり、客観的第三者として、公正・中立的な視点で監査が行なわれているかは疑問。 <p>(参考)平成 20 年度農協監査士試験合格者</p> <table border="1" data-bbox="699 1883 1182 2078"> <tr> <td rowspan="2">全国</td> <td>全中</td> <td>6</td> <td rowspan="2">10</td> </tr> <tr> <td>農林中金</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">都道府県</td> <td>県中</td> <td>45</td> <td rowspan="5">95</td> </tr> <tr> <td>JA(単協)</td> <td>40</td> </tr> <tr> <td>県信連</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>全国監査機構</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>JA情報センター</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> <td>105</td> <td></td> </tr> </table>	全国	全中	6	10	農林中金	4	都道府県	県中	45	95	JA(単協)	40	県信連	8	全国監査機構	1	JA情報センター	1	合計		105	
全国	全中		6	10																			
	農林中金	4																					
都道府県	県中	45	95																				
	JA(単協)	40																					
	県信連	8																					
	全国監査機構	1																					
	JA情報センター	1																					
合計		105																					

<p>担 当 府 省 か ら の 回 答</p>	<p>上記規制改革要望・賛成の 意見等への考え方</p>	<p><農林水産省> 【食料・農業・農村基本計画（抜粋）】 第3．食料、農業及び農村に関し総合的かつ計画的に構 ずべき施策 2．農業の持続的発展に関する施策 （3）意欲ある多様な農業者による農業経営の推進 意欲ある多様な農業者による農業経営の特性に応 じた資金調達の円滑化 意欲ある農業者が、それぞれの経営の発展段階に応じ、 自らの創意工夫を活かした農業経営の発展を目指すこと ができるよう、資金調達の支援を図る。この一環として、 農業者の資金借入れの際の負担軽減や、直接金融を含む 民間資金の有効活用等を通じて、経営の特性に応じた資 金調達の円滑化や多様化等を推進する。 5．団体の再編整備等に関する施策 食料、農業及び農村に関する団体（農業協同組合、農 業委員会系統組織、農業共済団体、土地改良区等）につ いては、国民に対する食料の安定供給や国内の農業生産 の増大等の本基本計画の基本理念の実現に向けた責務を 果たしていくことが求められている。しかしながら、こ れら団体が地域一体となった取組の推進や個々の農業者 の経営安定に重要な役割を果たしている中で、一部には、 事業運営の問題が指摘されたり、地域の農業者の期待に 応えられていないケースもみられる。 こうした状況を踏まえ、各団体が本基本計画の方向に 即して、それぞれの本来の役割を適切に果たしていくと の観点から、食料、農業及び農村に関する諸制度のあり 方の見直しと併せて、その機能や役割が効率的・効果的 に発揮できるようにしていく必要がある。このため、行 政としては、農業者の信頼を得て実績を上げている取組 事例を幅広く周知するよう努めるとともに、経営の健全 化やコンプライアンスの確保に向けた自主的な取組を促 進し、必要な場合には法律に基づく指導・監督を適時適 切に行いつつ、効率的な再編整備につき所要の施策を講 じる。 【上記を踏まえた対応の基本的考え方】 基本計画に即して、意欲ある多様な農業者により農 業経営を推進する観点から、信用事業のみに着目する のではなく信用・経済・営農指導事業を一体的に行な</p>
	<p>【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容</p>	
	<p>【対応困難とする場合】 要望へ対応した場合に生じ る問題点及び問題点に対す る補完措置の有無等</p>	

		<p>うことによって地域の農業者の期待に応える必要性が高まっていることも踏まえて検討。</p> <p>基本計画に即して、経営の健全化やコンプライアンスの確保に向けた自主的な取組を促進するとの観点から検討。</p>
<p>当該規制改革事項に対する基本的考え方</p>		<p>農協系統の貯金残高は、現在他の金融機関と比肩するほど大きくなっていること(*)及び准組合員のように農協を1金融機関としてのみ利用する者も非常に多い(H19年度末時点の准組合員数は454万人)ことから、預金者保護の重要性が高く、他金融機関と同様のガバナンスがなされる必要がある。「自主的な取組」だけでは、コンプライアンスの観点から十分と言えず、結果的に組合員たる農業者のためにならないため、基本計画の達成にも資さないと考えられる。したがって、金融庁検査及び公認会計士監査を実施すべき。</p> <p>(*)H21年3月時点：</p> <ul style="list-style-type: none"> 郵貯(177.5兆円) 三菱東京UFJ(100.2兆円) 三井住友(83.0兆円) JA<個人貯金+それ以外(公金・企業等)計>(83.3兆円) <p>農協に対する監査は、財務諸表の適正性のみならず信用・経済・営農指導事業等の事業報告の適正性を一体として行うため、農協の制度・事業に精通した中央会が監査することとされているが、全国農業協同組合中央会(JA全国監査機構)は農協の上部組織であり、法人としては単位農協及び連合会と別組織であっても、真に独立した監査機関とは言えない。</p> <p>農協の制度のみならず事業に精通し、日々の営農指導等を行なっているが故に、客観的な視点から公正な監査ができないことも大いに考えられる。十分なガバナンスの達成のためには、第三者の視点での監査が必要である。</p> <p>なお、金融庁は「現行法においても、都道府県知事の要請により、金融庁が信用事業の検査を実施することは可能となっており、当方(注：金融庁)も農林水産省の都道府県検査主管課長会議において、本制度を積</p>

	<p>極的に活用するよう要請をしているところ」としているが、これまでのところ、実際に都道府県知事が金融庁に検査を要請した事例はなく、その実行性を担保するための措置が求められる。</p> <p>とりわけ、近年では「1県1農協」となるケースも生じているなど、合併・統合による単協の広域化が進んでいる。</p> <p>県信連では農林水産省（地方農政局）と金融庁（財務支局）の帯同による検査が実施されていることとのバランスからも、一定規模以上の農協には、農林水産省及び金融庁両者による検査をすべきである。</p> <p>したがって、農協に対する検査については、銀行・信用金庫等と同程度の金融庁検査の実施を担保すべきである。</p> <p>また、監査については、信用・経済・営農指導事業を一体とした監査の有用性を否定するものではないが、信用事業を行なっていることを鑑みると、独立した外部監査の実施は担保されるべきである。</p>
<p>対処方針</p>	<p>農協の役割・在り方の検討の一環として、預金者保護及び農業支援組織の適正なガバナンス確保の観点から、金融庁検査が促進されるための実効性ある方策を採る。</p> <p>特に、1県1農協となるような一定規模以上の農協の場合、不祥事件の再発や不適切な貸付・運用等、法令等遵守態勢・各種リスク管理態勢等の適切性が疑われる場合などには、都道府県知事の要請がなくとも、金融庁が能動的に農協を検査できる仕組みを構築する。その際、経済事業を併営している農協の特殊性に鑑み、農林水産省との連携を図る。＜平成22年度中措置＞。</p> <p>併せて、適正なガバナンスの確保及びコンプライアンス強化に向け、農協に対する監査の独立性、客観性及び中立性の強化を図る＜平成22年度中措置＞。</p>

【農業WG】

規制改革事項	農地を所有している非農家の組合員資格保有という農協法の理念に違反している状況の解消
規制の概要	農協の正組合員は約500万人いるが、ほとんどが兼業農家と土地持ち非農家と呼ばれる人たちである。さらには、一定の場合には農業に従事しなくても正組合員資格を継続できる。
規制改革要望・賛成の意見等	<ul style="list-style-type: none"> ● 農協は構造改革による専業農家の育成という考え方を「選別主義」であるとして一貫して反対してきた。脱農化で発展してきた現在の農協は、「農業」協同組合という実態を有していない。 ● 農家が農村の多数を占めた時代は過去のものであり、「農業」協同組合として活動させるためにも、農協の構成員資格を農業者に限定するという現行規定を厳格に運用し、農業者以外の者を組合員から除くべき。 ● 土地持ち非農家は実態として農業を行っていない者も多いとの指摘もあり、このような者が正組合員資格を維持するのは不適切。
要望具体例、経済効果等	<ul style="list-style-type: none"> ● 農協の経済・政治活動には、兼業農家や土地持ち非農家の意見が大きく反映され、必ずしも専業・主業農家のための活動ではないケースも考えられる。
担当府省からの回答	<p>上記規制改革要望・賛成の意見等への考え方</p> <p>(1) 農協の組合員資格を有する者は、 農業者（正組合員） とともに 当該農業協同組合の地区内に住所を有する個人又は当該農業協同組合からその事業に係る物資の供給若しくは役務の提供を継続して受けている者であつて、当該農業協同組合の施設を利用することを相当とするもの（准組合員）が対象となっている。 農協は、農業者に対する営農上のサービスのみならず、地域に居住する住民の生活に必要な物資の販売、</p>

		<p>医療、介護サービスの提供などについても行うことを通じ、地域社会において重要な役割を担っている。</p> <p>(2) 農協の議決権を持つ正組合員については、農業経営者、農業従事者又は農業法人であって、当該組合で定款で定めるものとされていて、原則、農業者であることが必要であるが、土地持ち非農家であっても、農業経営基盤強化促進法第 32 条で認められた場合は、正組合員資格が認められている。</p> <p>このため、土地持ち非農家を例外なく、正組合員から除外することとなれば、基本計画において求められている意欲ある多様な農業者への農地集積の推進に支障が出るおそれがある。</p> <p>(3) なお、正組合員資格の確認については、平成 14 年の総合規制改革会議の指摘を受け、組合の定款で定める組合員資格要件を満たしているかどうかを 1 年に 1 回以上定期的に確認し、適切な管理運営がなされるよう指導している。</p> <p><参考：平成 14 年の総合規制改革会議の指摘> 組合員制度の実態...を調査し、法令違反等のある場合はこれを是正するよう指導するなど所要の措置を講ずるべきである。</p>
	<p>【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容</p>	
	<p>【対応困難とする場合】 要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等</p>	
<p>当該規制改革事項に対する基本的考え方</p>		<p>農協が農業者を向いた運営を行うよう、正組合員資格要件を農業者に限定することは厳格化されるべき。資格要件を満たさなくなった場合は、速やかに准組合員へ移行または除名させるべきである。</p> <p>「農用地利用集積計画に従って利用権が設定された農地の所有者については、農業に従事しなくても、一定の要件を満たさず場合には正組合員資格を継続」については、農地を貸しているものは農業者ではなく、正組合員資格を継続する合理性が乏しい。准組合員資格で</p>

	<p>十分ではないか。</p>
<p>対処方針</p>	<p>農協の今日的役割・在り方の検討の一環として、農業振興の観点から、組合員資格の在り方も見直し、結論を得る<平成 22 年度中検討・結論>。</p> <p>併せて、検証時に違反状態が判明すれば、早急に適正化を図る<判明すれば早急に措置>。</p>

【農業WG】

規制改革事項	新規農協設立の弾力化(地区重複農協設立等に係る「農協中央会協議」条項)
規制の概要	既存の農協と地域を重複する別の農協(既存農協が他農協と地域を重複して拡大する場合を含む)を設立する際には、地区重複により既存農協の振興に支障がないことが要件とされているところ、農協の認可を行う行政庁は、関係市町村及び関係農業協同組合中央会に協議せねばならない(農協法第60条第1項第3号・第4号、第2項)。
規制改革要望・賛成の意見等	<ul style="list-style-type: none"> ● 本規定により、現在は事実上新規農協の設立は困難である。 ● 農協間競争が促進され、各農協の経営努力の促進及び農業者の選択肢の増加が図られるよう、農協中央会との協議を義務付ける条項を削除し、容易に新規設立が可能となるようにすべきである。
要望具体例、経済効果等	<ul style="list-style-type: none"> ● 一地域に複数の農協があれば、資材調達や系統出荷販売において、それぞれの農協の資材価格や販売戦略を比較した上で、最も有利な農協を選択することができるようになり、売上増及びコスト削減を図ることが可能になる。
担当府省からの回答	<p>上記規制改革要望・賛成の意見等への考え方</p> <p>【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容</p> <p>【対応困難とする場合】 要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等</p> <p>【食料・農業・農村基本計画(抜粋)】 第3.食料、農業及び農村に関し総合的かつ計画的に構 ずべき施策 2.農業の持続的発展に関する施策 (3)意欲ある多様な農業者による農業経営の推進 意欲ある多様な農業者による農業経営の特性に応じた資金調達の円滑化 意欲ある農業者が、それぞれの経営の発展段階に応じ、自らの創意工夫を活かした農業経営の発展を目指すことができるよう、資金調達の支援を図る。この一環として、農業者の資金借入れの際の負担軽減や、直接金融を含む民間資金の有効活用等を通じて、経営の特性に応じた資金調達の円滑化や多様化等を推進する。</p>

		<p>5 . 団体の再編整備等に関する施策</p> <p>食料、農業及び農村に関する団体（農業協同組合、農業委員会系統組織、農業共済団体、土地改良区等）については、国民に対する食料の安定供給や国内の農業生産の増大等の本基本計画の基本理念の実現に向けた責務を果たしていくことが求められている。しかしながら、これら団体が地域一体となった取組の推進や個々の農業者の経営安定に重要な役割を果たしている中で、一部には、事業運営の問題が指摘されたり、地域の農業者の期待に応えられていないケースもみられる。</p> <p>こうした状況を踏まえ、各団体が本基本計画の方向に即して、それぞれの本来の役割を適切に果たしていくとの観点から、食料、農業及び農村に関する諸制度のあり方の見直しと併せて、その機能や役割が効率的・効果的に発揮できるようにしていく必要がある。このため、行政としては、農業者の信頼を得て実績を上げている取組事例を幅広く周知するよう努めるとともに、経営の健全化やコンプライアンスの確保に向けた自主的な取組を促進し、必要な場合には法律に基づく指導・監督を適時適切に行いつつ、効率的な再編整備につき所要の施策を講じる。</p> <p>【上記を踏まえた対応の基本的考え方】</p> <p>基本計画に即して、意欲ある多様な農業者による農業経営を推進する観点から検討。 （平成 14 年に農協の地区重複を認めてから、地区の重複する農協の新規設立はいずれも認可）</p> <p>【更に明確にされるべき論点】</p> <p>基本計画では、農協の再編整備を進めることとされており、それとの整合性をとることも必要。</p>
当該規制改革事項に対する基本的考え方		<p>意欲ある多様な農業者による農業経営を推進する観点からも、新規農協の設立及び地域を重複しての拡大の弾力化は農業者の選択肢の増大に資する。農業者のための組織であるなら、一定人数の農業者が新規設立を望むのであれば、それを妨げる理由はない。</p> <p>実際に農協を設立しようとして諦めた事例もある。中央会に正式に反対されてまで設立することは現実的</p>

	<p>には考えにくく、表面には出てこないで設立を諦めたケースも少なくないと考えられる。</p> <p>「平成 14 年に農協の地区重複を認めてから、地区の重複する農協の新規設立はいずれも認可」していることは、本条項が支障ではないとの趣旨だと解されるが、逆に、すべて認可しているのであれば、規制は不要。</p> <p>一般的な協同組合（信金、生協など）については、このような要件はない。農協だけ要件を加重する必要性があるのか疑問。</p> <p>「農協の再編整備」は「機能や役割が効率的・効果的に発揮できる」ことを目的とするもの。必ずしも合併により数を減らすことのみを意味するわけではない。新規農協の設立及び地域を重複しての拡大により、農業者にとって、効率的に農協の機能が発揮されるのであれば、促進されるべき。</p>
<p>対処方針</p>	<p>農業支援組織、及びサプライチェーンの多様化による農業振興の観点から、農協の今日的在り方の見直しに向けた検討とあわせ、先行的に、地区重複農協設立等にかかる中央会協議条項を廃止する＜平成 22 年度中措置＞。</p>

【農業WG】

規制改革事項	農業協同組合・土地改良組合・農業共済組合の役員への国会議員等の就任禁止
規制の概要	農業協同組合・土地改良区・農業共済組合の役員については、それぞれ農業協同組合法・土地改良法・農業災害補償法に理事・監事等に関する規定（定数・任期・役員の資格等）が定められているところであるが、国会議員等の就任を禁止する規定はない。
規制改革要望・賛成の意見等	<ul style="list-style-type: none"> ● 農業協同組合・土地改良組合・農業共済組合は、法律に基づいて公共性の高い事業を行なっている団体であり、政治的中立を確保する観点から、特定の組織、政党等の影響を受けているとの疑念を国民から持たれることのないようにすべきである。したがって、これらの組合の役員への国会議員等の就任を禁止すべき。
要望具体例、経済効果等	<ul style="list-style-type: none"> ● 政治的中立性が確保され、組合員を向いた運営が行われるようになる。
担当府省からの回答	<p>【食料・農業・農村基本計画（抜粋）】</p> <p>第3 食料、農業及び農村に関し総合的かつ計画的に構 ずべき施策</p> <p>5 団体の再編整備等に関する施策</p> <p>食料、農業及び農村に関する団体（農業協同組合、農業委員会系統組織、農業共済団体、土地改良区等）については、国民に対する食料の安定供給や国内の農業生産の増大等の本基本計画の基本理念の実現に向けた責務を果たしていくことが求められている。しかしながら、これら団体が地域一体となった取組の推進や個々の農業者の経営安定に重要な役割を果たしている中で、一部には、事業運営の問題が指摘されたり、地域の農業者の期待に応えられていないケースもみられる。</p> <p>こうした状況を踏まえ、各団体が本基本計画の方向に即して、それぞれの本来の役割を適切に果たしていくとの観点から、食料、農業及び農村に関する諸制度のあり方の見直しと併せて、その機能や役割が効率的・効果的</p>
上記規制改革要望・賛成の意見等への考え方	
【対応可能性のある場合】見直し予定及びその内容	
【対応困難とする場合】要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等	

		<p>に発揮できるようにしていく必要がある。このため、行政としては、農業者の信頼を得て実績を上げている取組事例を幅広く周知するよう努めるとともに、経営の健全化やコンプライアンスの確保に向けた自主的な取組を促進し、必要な場合には法律に基づく指導・監督を適時適切に行いつつ、効率的な再編整備につき所要の施策を講じる。</p> <p>【上記を踏まえた対応の基本的考え方】</p> <p>基本計画の中の団体再編整備の項目にあるとおり、的確な役割を果たすよう指導を徹底。</p> <p>政治的中立性の確保について、農業共済団体、土地改良区等に対しては、本年1月15日付けで指導通知により行政指導済み。</p> <p>(農協については、常勤役員等について法律上、職務専念が義務付けられている。(国会議員等との兼職も不可))</p>
	<p>当該規制改革事項に対する基本的考え方</p>	<p>農業共済団体、土地改良区等に対して行政指導済みであるが、指導に従わない組合も多いとの指摘があり、指導を徹底する必要がある。</p>
	<p>対処方針</p>	<p>政治的中立が確保された運営が行われるよう、コンプライアンスの確保に向けた指導を徹底する。＜平成22年度中措置＞</p>

【農業WG】

<p>規制改革事項</p>	<p>農業共済の見直し（コメ・麦に係る強制加入制の見直し）</p>
<p>規制の概要</p>	<p>米（水稲・陸稲）及び麦は、農業災害補償法に規定される農作物共済によって、知事の定める基準面積以上（例えば水稲の場合、都府県で20～40a、北海道で30a～1ha）の生産者は、当然加入（すべての耕作地について強制加入）とされている。 国庫は共済掛金の約2分の1を負担している。</p>
<p>規制改革要望・賛成の意見等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 他の農産物と同様、米・麦に係る保険も経営者の判断による任意加入制にすべきである。これにより、リスクへの対処を含めた個々の経営者の判断が尊重され、より効率的な農業経営に資する。 ● 共済組合員獲得のため、組合運営におけるコスト削減等の経営努力が促進される。
<p>要望具体例、経済効果等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 農業者からは、 「共済に入るか否かは経営者の判断である。強制加入制度では確実に保険料収入が見込め、コスト意識が芽生えないため、掛金の多くが事務員人件費に消えている」 「本来、農業経営者のリスク管理は適地適作によってなされるべきである。」 等の声が上がっているところ。
<p>担当府省からの回答</p>	<p>上記規制改革要望・賛成の意見等への考え方</p> <p>【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容</p> <p>【対応困難とする場合】 要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等</p> <p>【食料・農業・農村基本計画（抜粋）】 第3．食料、農業及び農村に関し総合的かつ計画的に構ずべき施策 2．農業の持続的発展に関する施策 （1）戸別所得補償制度の創設と生産・経営関係施策の再整理 戸別所得補償制度の本格実施 戸別所得補償制度の本格実施に当たっては、平成22年度のモデル対策の実施状況を踏まえて、まずは恒常的に販売価格が生産費を下回っている米、麦、大豆等</p>

		<p>の土地利用型作物を対象に制度設計を行うこととするが、具体的な対象品目については、生産費等のデータの充実を図りつつ、更に検討を進める。また、規模、品質、環境保全の取組等に応じた加算について、他の生産・経営関係施策や地域資源・環境の保全のための施策等との関係を整理しつつ、制度上の位置付けを検討する。</p> <p>(5) 農業災害による損失の補てん</p> <p>農業災害の発生時における損失を合理的に補てんすることにより、農業経営の安定を図ることとし、これを目的とした保険の仕組みを用いた農業災害補償制度について、更なる合理化及び効率的運営に取り組む。</p> <p>【上記を踏まえた対応の基本的考え方】</p> <p>基本計画に盛り込まれた戸別所得補償制度の本格実施の検討と併せて制度のあり方を検討。</p>
当該規制改革事項に対する基本的考え方		<p>基本計画では、「農業災害の発生時における損失を合理的に補てんすることにより、農業経営の安定を図ることとし、これを目的とした保険の仕組みを用いた農業災害補償制度について、更なる合理化及び効率的運営に取り組む」とされているところである。</p> <p>どのような判断が合理的かは経営体により異なるため、一律に共済への加入を強制することは、農業者の選択肢を狭めていることになり適切でない。</p> <p>強制加入では、農業者に加入・脱退の選択権がないため、共済組合には、基本計画が掲げる「更なる合理化及び効率的運営」のインセンティブが働きにくい。</p> <p>したがって、米麦の強制加入制を廃止すべきである。</p>
対処方針		<p>農業共済制度については、農業者の選択肢を拡大する観点から、米・麦にかかる強制加入制度の在り方の見直しに着手し、戸別所得補償制度の本格実施までに結論を得る<戸別所得補償制度の本格実施までに検討・結論>。</p>

【農業WG】

規制改革事項	堆肥の流通自由化等に向けた肥料取締法の改正
規制の概要	<p>家畜糞尿の堆肥利用については、自家利用について問題はないが、一部の家畜糞尿等の利用が公定規格として定められていないことから複合肥料として流通ができない状況にある。</p> <p>また、肥料取締法によって特殊肥料と普通肥料を混ぜて製造・販売することができない。</p>
規制改革要望・賛成の意見等	<ul style="list-style-type: none"> ● 肥料取締法に基づき普通肥料の公定規格を定める等の件の一部について改正することとし、化成肥料の定義二に掲げる原料として、「たい肥（牛ふん又豚ふんのいずれか一つもしくはその両方と家きんのふんを混合し主原料としたもの及び、食品残渣を主原料としたもの等。）」を追加する等についての規制緩和が必要（なお、水分調整、通気性改善の為の副資材として一般的に使用される有機性の素材として、木質系材料（おが屑等）わら、もみがら等の使用は認められることとする）。 ● 家畜糞等の堆肥を通常の有機原料として流通を一般化し、通常の複合肥料の中に使用することは、資源の有効活用と施肥の合理的利用を促進することとなる。また、食品残渣を原料としたたい肥は有害物質の含有が無く、有用な肥料として利用できる。 ● 肥料の国際的消費増から価格が上昇しており、農業経営を圧迫している。 ● 畜産農家にとっては、堆肥の有効利用が進めば、処理コストの低減が可能となる。
要望具体例、経済効果等	<ul style="list-style-type: none"> ● 国内で使用される化学肥料は、化石資源やリン鉱石等の鉱物資源を原料としており、その全てを輸入に依存している。世界的な人口増加や食生活変化による穀物需要の増大を背景に肥料需要も増加。肥料原

		<p>料の産出国と産出量が限られていることや米国のリン鉱石の輸出停止により、肥料原料の価格が大幅に高騰した。</p> <p>一方で酪農業から排出される年間約 8700 万トンの動物の糞尿は、ほぼ 100%たい肥などにされ再利用されているものの、作られたたい肥の 50%は酪農家自ら使用されており、有効に活用されていない。現在では、肥料メーカーの技術向上により家畜排せつ物から成分の安定した肥料を製造し、農家の使いやすいように加工することが十分可能であることから、家畜排せつ物の有効利用を促進するべきである。</p>
担 当 府 省 か ら の 回 答	上記規制改革要望・賛成の意見等への考え方	たい肥は原料や製造条件により品質に差が生じることから、原料にたい肥を含む普通肥料については、科学的データを収集した上で、品質や安全性に問題のないことが確認されれば、公定規格の見直しも含めて積極的な対応を検討していきたい。
	【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容	<p>事業者から科学的データに基づいた具体的な公定規格の改正の提案があれば、農林水産省は、肥料の品質について必要な試験を行うなどデータを確認し、品質・成分の安定性に問題がなければ、食品安全委員会に対して安全性についての意見を聴取した上、公定規格の見直しを行うこととなる。</p> <p>なお、公定規格が定められていない場合であっても、仮登録の申請制度が設けられており、農林水産省が行う調査の結果、公定規格が設定されている肥料に類似していることが確認されれば、仮登録を受け、当該肥料を生産・流通させることが可能である。</p>
	【対応困難とする場合】 要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等	
当該規制改革事項に対する基本的考え方		世界の農業の情勢を踏まえ、家畜排せつ物の有効利用をさらに促進するべきである。そのためには、家畜排せつ物を農家が使いやすく、流通し易くすることが必要である。肥料取締法に基づき普通肥料の公定規格を定める等の件の一部について改正し、化成肥料の定義二に掲げる原料として、牛ふん豚糞加え

	<p>る。また、食品残渣も有効な肥料の原料となりうることから、同じく化成肥料の定義二に掲げる原料として加える。</p>
<p>対処方針</p>	<p>家畜排せつ物を農家が使いやすく、流通しやすくさせるため、牛ふん、豚糞、食品残渣を化成肥料に加える方向で見直しを行い、結論を得る<平成 22 年度中>。</p>

【農業WG】

規制改革事項	市街化調整区域の直売所の面積用途制限の緩和(地域再生・六次産業化)															
規制の概要	<p>都市計画法によって、各都道府県や指定都市等には開発審査会がおかれている。市街化調整区域での直売所の出店については、当該審査会毎に敷地面積や延床面積の基準などが設けられている。</p> <p>例</p> <table border="1" data-bbox="671 667 1374 913"> <thead> <tr> <th></th> <th>敷地面積</th> <th>建物の延べ面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>群馬県</td> <td>2000㎡以下</td> <td>300㎡以下</td> </tr> <tr> <td>新潟県</td> <td>1000㎡未満</td> <td>200㎡以下</td> </tr> <tr> <td>長野県</td> <td>200㎡以下</td> <td>50㎡以下</td> </tr> <tr> <td>横浜市</td> <td>100㎡以内</td> <td>50㎡以内</td> </tr> </tbody> </table> <p>直売所は主に、自らの生産した農作物の販売及び生産した農作物を材料とした農産加工品の販売に限定されており、生産した農作物を提供する飲食店の併設は許可されない。</p>		敷地面積	建物の延べ面積	群馬県	2000㎡以下	300㎡以下	新潟県	1000㎡未満	200㎡以下	長野県	200㎡以下	50㎡以下	横浜市	100㎡以内	50㎡以内
	敷地面積	建物の延べ面積														
群馬県	2000㎡以下	300㎡以下														
新潟県	1000㎡未満	200㎡以下														
長野県	200㎡以下	50㎡以下														
横浜市	100㎡以内	50㎡以内														
規制改革要望・賛成の意見等	<ul style="list-style-type: none"> ● 市街化調整区域における農産物直売所等の設置には、面積用途制限が課せられており、近隣集落のための利用等を主体とした施設としていることから、小規模面積の施設のみ認められており、その規模制限も都道府県によって見解がまちまちであることが、当該地域における農業振興と理解の促進を妨げているのではないか。 ● 市街化区域と都市計画の区域外についての直売所の規制と比較して、市街化調整区域についての直売所設置については厳格な規制となっており、一定程度の面積と用途制限の緩和が必要である。 															
要望具体例、経済効果等	<ul style="list-style-type: none"> ● 農山漁村において生産者自らが地域の特性を活かした農林水産物を生産し、それらを素材として加工することにより付加価値を創出し、販売するといった、第1次産業・第2次・第3次産業を融合させることにより、生産者の所得の増大が図られる。 															
担	上記規制改革要望・賛成の市街化調整区域は、無秩序な市街化を抑止するため、「市															

当 府 省 か ら の 回 答	意見等への考え方	<p>街化を抑制する区域」として建築物の建築等が制限されている区域である。農林水産物等販売施設についても、物品を販売するという性質から、同様の機能を有する小売り店舗等の他の施設と同様に、立地の制限を受けることとなっているものであり、都市計画法第34条第1号（開発区域周辺の住民の日常生活の用に供する施設）第14号（市街化を促進するおそれがなく、かつ、市街化区域において立地することが困難又は著しく不適當な施設で、開発審査会の議を経たもの）等に該当する場合に、開発許可権限を有する地方公共団体の許可を受け、立地が可能となっている。</p> <p>ご指摘の面積用途に係る制限については、法令上定められているものではないが、第34条第14号に該当するものとして許可される施設については、「市街化を促進するおそれがなく、かつ、市街化区域において行うことが困難又は著しく不適當」な開発行為について許可を可能としている同号の趣旨に鑑みれば、地域の実情に応じた必要最低限のものであるべきであり、許可される施設の規模・用途等について、地域ごとに一定の限界が存在することはやむを得ないと考える。</p> <p>なお、農林水産物等販売施設のうち、いかなる規模・用途の施設について、都市計画法第34条第14号に基づき許可を可能とすべきかについては、当該地域を取り巻く状況や申請に係る農林水産物等直売所の性質により異なると考えられることから、地域の実情を踏まえ、開発審査会の議を経た上で、開発許可権限を有する地方公共団体において判断されるべきと考える。</p>
	【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容	<p>都市計画法第34条第14号に基づき、いかなる施設を許可するかについては、開発許可権限を有する地方公共団体において判断されるべきと考えるが、今国会に提出されている「農林漁業者等による農林漁業の六次産業化の促進に関する法律案」において、農林水産大臣の認定を受けた農林水産物等販売施設の立地計画について開発許可等の特例を設け、立地の可否について計画認定段階で開発許可権者が確認することとし、認定を受けた施設については、改めて立地の審査を要しないとすることで、手続きの円滑化を支援することとしている。</p>
	【対応困難とする場合】	

	<p>要望へ対応した場合に生 じる問題点及び問題点に 対する補完措置の有無等</p>	
	<p>当該規制改革事項に対する 基本的考え方</p>	<p>農産物直売所は、生産者らが事業主体となって、自らが生産、加工した農林水産物を販売する施設であり、その中での販売行為も農業経営活動の一環であることから市街地の拡大をもたらす懸念はない。</p> <p>「開発審査会」が基準を定めるため、敷地面積や延床面積の基準は地域により大きく異なっている。地方分権とはいえ、この差は、合理的な範囲を超えており、農産物直売所の開設に支障となっている。</p>
	<p>対処方針</p>	<p>市街化調整区域の直売所の面積用途制限について、開発審査会ごとの市街化調整区域内の直売所の設置基準や設置数、成功事例などを調査し、農業振興及び農地の保全を両立させる観点から、適切な設置基準のガイドラインの作成に着手。＜平成 22 年度中＞。</p>

【農業WG】

規制改革事項	農地法の規制緩和について < 農業振興目的(体験型農業施設駐車場等)での転用規制の緩和 >	
規制の概要	農地法により、農地を他目的に利用することは制限されている。これは、農業振興目的で事業を実施する際にも同様であり、当該制限のために事業が制約されてしまう場合がある。	
規制改革要望・賛成の意見等	<ul style="list-style-type: none"> ● 真に農業の振興につながる目的であれば転用を例外的に認めるなど、柔軟な対応が求められる。 	
要望具体例、経済効果等	<ul style="list-style-type: none"> ● 体験型の農業体験プログラムを提供する場合など農業の振興に資する施設であっても、当然必要となる利用者の駐車場を農地に造成することは許されていない。 	
担当府省からの回答	上記規制改革要望・賛成の意見等への考え方	<p>1 農地法においては、優良農地の確保を図る観点から、農地を農地以外のものにする場合には、農地転用許可を受けることが必要である。</p> <p>2 体験型の農業体験プログラムを提供する施設を設置し得るような農地であれば、当該施設と一体的に整備される施設利用者用の駐車場についても、事業実施の確実性、周辺の営農条件に支障を生ずるおそれがないこと、転用面積が転用目的からみて適正と認められること等の要件を満たせば、確保を図るべき優良な農地として転用が厳格に制限される第1種農地であっても農地転用が許可されることとなっている。</p> <p>第1種農地: 集団的に存在する農地その他の良好な営農条件を備えている農地</p>
	【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容	
	【対応困難とする場合】 要望へ対応した場合に生	

	<p>じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等</p>	
<p>当該規制改革事項に対する基本的考え方</p>	<p>農業振興目的で例外的に転用を認める場合を限定列挙する等、恣意性を極力配慮するような工夫により対応可能か。</p>	
<p>対処方針</p>	<p>農業振興及び農地の保全を両立させる観点から、農業振興目的での農地転用とはどのような場合が考えられるか、また、それらの転用を認めるべきかの検討に着手する。 <平成 22 年度検討・結論></p>	

【農業WG】

規制改革事項	畜産の新規事業実施についての問題点 < 地元の協力の要件の明確化 >	
規制の概要	畜産（養豚所等）の新規事業を立ち上げる際に、補助事業（強い農業づくり交付金）の申請時に自治体から住民の同意が求められる。しかし、補助事業（強い農業づくり交付金）の交付要領や許認可においては、住民の同意が必要であるとはされていない。	
規制改革要望・賛成の意見等	<ul style="list-style-type: none"> ● 畜産業を実施する者は、地元関係者に理解してもらうよう努力することは必要かもしれないが、ごく少数の反対意見があることを理由に事業実施が保留される、あるいは中止に追い込まれることがある。 	
要望具体例、経済効果等	<ul style="list-style-type: none"> ● 『どの程度の同意を得たらよいかを行政サイドに問い合わせると「法的な根拠はないが、地元関係者との協調を図って欲しい」との対応をされた事がある。これは、実質的に受付自体を拒否しているのと同じであり、行政手続きとして問題がある。 	
担当府省からの回答	上記規制改革要望・賛成の意見等への考え方	強い農業づくり交付金実施要領において、共同利用施設の整備に当たっての環境汚染や、騒音等の公害・衛生問題に対して、地元住民から合意形成について具体的な手続きを国で明確にするのは困難。
	【対応可能性のある場合】見直し予定及びその内容	
	【対応困難とする場合】要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等	<p>国は、強い農業づくり交付金実施要領に上述（「根拠法令等の欄」）のとおり規定し、これに基づき、都道府県等は、事業実施主体に対し周辺住民の同意を求める扱いを行っているものと承知している。</p> <p>こうした中で、当該実施要領等において国が全国一律に同意の要件を定めた場合、地域の立地（地勢）や混住化といった実情に照らした事業の執行が困難となり、交付金制度の趣旨を没却することとなるため、実施要領等に明確に基準を定めることは適当でない。</p> <p>しかし、問題点に対する補完措置として、23年度の</p>

		<p>新規事業に係る要領改正において、「特に畜産物共同利用施設の整備に当たっては、事業実施主体は、環境汚染、騒音等公害・衛生問題が生じることが無いよう、説明会等を通じて地元住民との合意を形成することとする。その際、地元住民の範囲などの詳細な手続きについては、採択を行う都道府県知事や、市町村長など地域を所管する行政当局に対して相談し調整することとする。」とする旨の規定を追加することにより手続を明確化することとする。</p>
<p>当該規制改革事項に対する基本的考え方</p>		<p>地元住民の範囲やその範囲内の住民の合意がどれくらい必要かその地域毎の基準を明確にすべき</p>
<p>対処方針</p>		<p>畜産（養豚所等）の新規事業を立ち上げる際の補助事業（強い農業づくり交付金）について、地域ごとの基準を明確化する＜平成 22 年度中措置＞</p>

【農業WG】

<p>規制改革事項</p>	<p>農家民宿等の宿泊施設のさらなる規制緩和</p>
<p>規制の概要</p>	<p>農家民宿を開業するためには、以下の関係法令が適用される。</p> <p>旅館業法 旅館業法に基づく「営業許可」を得る必要。客室面積が 50 m²以上の場合は玄関帳場、ロビーが必要等。</p> <p>食品衛生法 「飲食店営業許可」を得る必要があり、許可を受けるための設備が必要。 既存家屋で農家民宿を行う場合には、1 回に提供する食事数や講習会の受講等により施設基準の緩和が可能であることから、都道府県等に対し条例の改正の検討や弾力的な運用について要請されているが、実際に条例の改正が行われた例は少ない。</p> <p>建築基準法 客室面積が 33 m²以上の場合は、「旅館」としての基準が適用される。階段の幅、防火上主要な間仕切壁、非常用の照明装置、調理室の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを準不燃材とする必要。</p> <p>消防法 住宅に使われていた家屋で農林漁業体験民宿業をする場合地元の消防庁又は消防署長の判断により、誘導灯、誘導標識、消防機関へ通報する火災報知設備の設置を省略することが可能になったが、旅館等用途に供される部分が 50 m²以下が条件となっている。</p>
<p>規制改革要望・賛成の意見等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 日本における長期滞在型農村・地域宿泊施設は、諸制度の規制や要件によって、高コストな宿泊施設となっている部分がある。 具体的には、『成長戦略で農業が位置付けられている観光立国・「地域活性化」戦略に含まれる項目(「新しい公共」、PFI)』という観点からも、国内外の

	<p>老若問わず旅行者があらたな観光としての長期滞在型を新たな価値として地域ステイできる、地域活性の起爆剤として観光戦略の一環として、宿泊施設の諸規制を見直すことが求められている。</p>
<p>要望具体例、経済効果等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 既存の農家の家には比較的大きな家が多い。例えば、10畳2部屋、もしくは8畳1部屋と6畳2部屋を農家民宿にしようとした場合、客室延床面積が33㎡以上となるため、このままでは、建築基準法上の「旅館」となってしまう。そのため、1部屋の使用を断念するか、部屋に間仕切りを設置し部屋を狭くして33㎡未満にするために改装する必要がある。しかし、そのような改装は決して建物の防火性能を上げるわけではなく、無意味な改装を促進しており、経営者に改装費の負担を強いている。
<p>担当府省からの回答</p> <p>上記規制改革要望・賛成の意見等への考え方</p>	<p>建築基準法 建築基準法は、国民の生命、健康、財産を保護するため、建築物の用途、規模等に応じて、建築物の構造・設備等に関する最低限の基準を定めているものであり、旅館については、就寝用途に供する建築物であるため、防火上主要な間仕切壁、非常用の照明装置等について一定の規制を設けている。</p> <p>旅館業法 玄関帳場は、旅館業における不健全な営業形態の排除、利用者の安全の確保、感染症対策やテロ対策等の観点から重要な設備であり、特段の理由がない限り例外は認められないところ、設置コストがかかるとの理由のみでは対応困難である。</p> <p>なお、「規制の概要（事務局記載）」欄で、「客室面積が50㎡以上の場合は玄関帳場、ロビーが必要」とあるが、客室面積の如何にかかわらず玄関帳場は必要である。</p> <p>食品衛生法 食品衛生法では、飲食店営業等その他公衆衛生上影響の著しい営業について、その営業許可に係る施設基準については都道府県等が条例で定めることになっており、当該事務は、自治事務として都道府県等が処理することとされており、営業施設に関する基準の緩和については、都道府県の判断に委ねられる。</p>

		<p>なお、厚生労働省としては、「農林漁業者等による農林漁業体験民宿施設の取扱いについて」(平成 17 年 7 月 21 日付け食安監発第 0721002 号厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課長通知)、「食品衛生法に基づく営業許可について」(平成 20 年 3 月 27 日付け食安監発第 0327002 号厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課長通知)により、必要に応じ条例改正の検討や弾力的運用を行うよう示しているところである。</p>
	<p>【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容</p>	
	<p>【対応困難とする場合】 要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等</p>	<p>建築基準法 特殊建築物に係る建築基準法上の規定は、昭和 40 年代に旅館・ホテル等の火災による人身事故が発生し、このような事故を未然に防止するため、人命の安全を第一義的に考えて建築物の防災基準の改正をおこなったものである。</p> <p>建築基準法は、国民の生命、健康、財産を保護するため、建築物の用途、規模等に応じて、建築物の構造・設備等に関する最低限の基準を定めているものである。また、従前の用途に関わらず現在の用途に応じた基準とすることが必要である。規制緩和を行うこととすると、避難安全の確保等に支障をきたすおそれがある。</p> <p>旅館業法 農家民宿に限り要件を緩和した場合、一般の旅館業に対する規制との公平性</p> <p>消防法 農家民宿等の宿泊の用途に供される小規模な防火対象物については、適切な防火管理が行われていることにより、防火安全性が確保されていれば、消防用設備等の設置を免除することが可能である。 「民宿等における消防用設備等に係る消防法令の</p>

		<p>技術上の基準の特例の適用 について」(平成 19 年 1 月 19 日付け消防予第 17 号)により、消防用設備等の免除</p>
<p>当該規制改革事項に対する基本的考え方</p>		<p>都市と農村との交流による経済効果や子供を農山漁村に宿泊させることによる当該地域の人々との交流や教育的な効果などを踏まえ、関係府省で連携し、受入れ態勢の整備を促進する必要がある。過去に規制が緩和されているが十分ではない。</p>
<p>対処方針</p>		<p>農家民宿等の宿泊施設について、以下のとおりさらなる規制緩和を図る。</p> <p>食品衛生法...適切なガイドラインを作成し周知・徹底を図る。 <平成 22 年度中措置></p> <p>建築基準法...『旅館としての基準が適用される客室延床面積 33 m²未満』の面積拡大について検討し、結論を得る。 <平成 22 年度中検討・結論></p> <p>消防法...誘導灯、誘導標識、消防機関へ通報する火災報知設備を旅館等用途に供される部分 50 m²の面積緩和についての検討し、結論を得る。 <平成 22 年度中検討・結論></p>

【農業WG】

規制改革事項	食品表示制度の見直し(食用油に係る原料原産地表示の導入等)	
規制の概要	食用油の品質表示については、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律に基づき定められた加工食品品質表示基準・食用植物油品質表示基準等により規制されているところ、原料原産地の表示義務はない。	
規制改革要望・賛成の意見等	<ul style="list-style-type: none"> ● 食用油の原料のほとんどが外国産である(油脂類の自給率は13%)にも関わらず、原産地の情報が消費者に伝わらない。 消費者が国産原料の食用油を選択することができ、国産原料の生産の振興にもつながるよう、食用油について、原料原産地の表示を義務付けるべきである。 	
要望具体例、経済効果等	<ul style="list-style-type: none"> ● 菜種油の原料となる菜種はほとんどが外国産で、224万トンが輸入されている(平成20年)。原産地の情報が消費者に伝わることで、国産原料を使用した菜種油が選択され、国内の菜種の生産も増加する。(国民の声要望) 	
担当府省からの回答	上記規制改革要望・賛成の意見等への考え方	<ul style="list-style-type: none"> ● 加工食品における原料原産地表示の義務付けについては、着実に拡大することとしている。
	【対応可能性のある場合】見直し予定及びその内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 加工食品の原料原産地表示の義務付けについては、消費者庁が消費者委員会の意見を聞いて、表示基準の立案を行うこととなったところであり、消費者委員会において議論いただけるよう、消費者庁として、情報の収集・分析を行っているところである。情報の収集の一環として、3月29日に原料原産地の表示に関する意見交換会を開催したところであり、これら意見を早急に整理し、消費者委員会において議論いただけるよう報告するとともに、引き続き消費者庁において調査・分析を進めて参りたい。
	【対応困難とする場合】要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に	<ul style="list-style-type: none"> ● 本要望の措置に際し、以下の課題について検討・対応する必要がある。 ・ 頻繁な原材料産地の切り替えへの対応

	<p>対する補完措置の有無等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 物理的スペースの制約 ・ 原料原産地情報の分からない輸入中間加工品への対応
<p>当該規制改革事項に対する基本的考え方</p>	<p>原料原産地を大括りで表示(国産か輸入かを記載等)することも許容するなど、生産者・販売者の負担にも配慮しながら、原料原産地表示の義務付けを進めるべきである。</p>	
<p>対処方針</p>	<p>食用油の原料原産地の義務化に向け、表示基準の改正の検討を進め、結論を得る。 <平成 22 年度中検討・結論></p>	

【農業WG】

規制改革事項	米の農産物検査法（「年産」や「品種」の表示）のあり方について <一定の場合に農作物検査法の証明を省略して年産・品種を表示可能に>
規制の概要	国内産の米について、年産・品種を表示するためには、農産物検査法の証明を受けることが必要で、それ以外は「未検査米」となる。
規制改革要望・賛成の意見等	<ul style="list-style-type: none"> ● 米の年産・品種の表示にあたっては、有機栽培米や特別栽培米の認証をうけているものなど、トレーサビリティがきちりして公的な認証が取れるのであれば、農作物検査法の証明を省略できるようにすべき。
要望具体例、経済効果等	<ul style="list-style-type: none"> ● 農産物検査を実施できるのは農協か大手米穀店しかなく、これらの機関は自分たちの販路に乗るものを優先するので、持ち込み依頼分は10月以降にしか検査されない。この結果、自己流通させようとする（農協や大手米穀店に出荷しない）農家にとっては、一番の商機である新米のシーズンに「新米」と表示することができない事態が発生している。 ● 他方で、有機栽培や特別栽培米の認証を受けているものは、義務として栽培履歴が残っており、公的機関の検査も受けている。しかし、農作物検査法の検査を受けないと未検査米扱いとなる。
担当府省からの回答	<p>上記規制改革要望・賛成の意見等への考え方</p> <p><消費者庁> 農産物検査法に基づく検査証明書以外にも、これと同程度に確実な証明手段があるのならば、これらの手段による証明も可能とすることは考えられる。</p> <p><農林水産省> 農産物検査は、米麦などの農産物について公正かつ円滑な取引を行うための制度であり、民間の登録検査機関により、品質を等級で区分し、年産、産地、品種の証明を行っている。登録検査機関については、農協や米穀販売業者のみならず、第三者機関、さらには農業生産を行</p>

		<p>っている法人であっても、一定の要件を満たせば規模の大小にかかわらず登録検査機関となることが可能。</p> <p>検査に当たっては、「登録検査機関は、農産物検査を行うべきことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、農産物検査を行わなければならない。」(農産物検査法第20条第1項)とされている。このため、国としても日頃から登録検査機関に対する監視、検査場所への巡回点検等を行い、検査が不当に遅延している場合には是正させ、悪質な場合には、改善命令や業務停止等を行っているところ。</p> <p>なお、米トレサビリティ法においては、産地情報の伝達が義務付け(平成23年7月施行)されるが、品種、産年についてはその伝達対象となっていない。</p>
	<p>【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容</p>	<p><消費者庁> 「玄米及び精米品質表示基準」については、平成23年7月の米トレサビリティ法による産地情報の伝達義務の施行を控え、平成22年度下期に見直しの検討を開始する予定としている。</p>
	<p>【対応困難とする場合】 要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等</p>	<p><消費者庁> 農産物検査法に基づく検査証明書以外の証明手段については、その表示内容の信頼性を確保することが必要となる。</p>
<p>当該規制改革事項に対する基本的考え方</p>		<p>表示の正確性が担保できるのであれば、消費者の選択に役立ち、生産者の創意工夫が発揮されるよう、多くの情報が表示されることが望ましい。特に米の年産や品種は選択にあたって重視されるため、できる限り表示を妨げるべきではない。</p>
<p>対処方針</p>		<p>有機栽培米や特別栽培米など、年産・品種の確認が可能な米は、農産物検査法に基づく検査を受けなくても、年産・品種を表示できるよう検討を行い、結論を得る。<平成22年度中検討・結論> 登録検査機関が、検査を依頼された米について、販路に関わりなく、速やかに検査を行うよう、指導・監督を徹底する。<平成22年度上期措置></p>